

委員会提出議案第1号

豊中市議会会議規則の一部を改正する規則の設定  
について

豊中市議会会議規則の一部を改正する規則を次のように設定  
するものとする。

令和8年（2026年）2月24日提出

豊中市議会議会運営委員会

委員長 高木 公香

（提案理由）

電子表決システムによる表決を導入するため、提案するもの  
である。

豊中市議会規則第 号

豊中市議会会議規則の一部を改正する規則

豊中市議会会議規則（昭和34年豊中市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の（現行）の欄に掲げる規定を同表の（改正後）の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

( 現 行 )	( 改 正 後 )
(起立等による表決) 第90条 (省 略) 2 (省 略)	(起立等による表決) 第90条 (省 略) 2 (省 略) <u>3 第1項及び第95条ただし書の規定にかかわらず、議長は、必要があると認めるときは、起立又は挙手等の方法による表決に代えて、電子表決システムによる表決を採ることができる。</u> <u>4 電子表決システムによる表決を行う場合には、問題を可とする議員は賛成のボタンを、問題を否とする議員は反対のボタンを押さなければならない。この場合において、議長が表決を終了する旨を宣告したときに、賛成のボタン又は反対のボタンのいずれも押していない議員は、問題を否としたものとみなす。</u>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。